

よくある質問

Q1：申請対象となる補助事業はどのようなものか。

A1：省エネルギー化・省コスト化（コスト削減）・生産プロセスの改善、のいずれかの要件を満たす（※）設備投資等を行い、自社の生産性向上を図る事業計画が対象となります。なお、採択審査において、申請された事業計画の内容を審査し評価が高いものから採択という事になりますので、要件を満たしていても応募多数の場合には不採択になる場合があります。
※複数の要件を満たす設備投資等も可

Q2：採択審査はどのように実施されるのか。

A2：外部有識者等によって、応募申請された事業計画の内容等を審査の上、採択する事業を決定します。具体的な審査項目は公募要領の審査の観点を参照してください。

Q3：工具器具について何か制限があるか。

A3：公募要領に記載のとおり、汎用性があり目的外使用になり得るものについては審査において補助対象外となる可能性があります。

Q4：インターネットで注文することは可能か。

A4：可能ですが、インターネットショッピング決済手数料等は補助対象外となります。また、1件あたり100万円（税込み）を超える発注については、2社以上からの見積が必要となりますのでご注意ください。

Q5：パソコンやタブレットは対象か。

A5：公募要領に記載のとおり、パソコンやタブレット PC については補助対象外となります。

Q6：ユンボ（建設機械）やフォークリフトも補助対象になるか。

A6：自動車登録番号がなく公道を自走できないものに限ります。

Q7：ソーラーパネルは対象となるか。

A7：対象となり得ます。他方で、公募要領に記載のとおり汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費用は補助対象外経費となる可能性があります。採択審査会における審査において補助対象外経費と審査される可能性もありますのでご注意ください。

Q8：現在導入している旧世代モデルの機械設備Xよりも高機能な機械設備Yを設備更新したい。メーカーに確認したところ消費電力は大きく変わらないとのことであったが、このような事例は補助対象となるのか。

A8：例として、製造設備であれば機能追加や精度の向上、加工スピード向上等の消費電力以外での省エネ、コスト削減等に繋がる効果が定量的に記載できるのであれば補助対象となり得ます。